

平成 24 年 第 1 回定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

諮問第 1 号

諮問について 1

平成 24 年 6 月 6 日

総務部

諮詢第1号

諮詢について

1 知事への審査請求と議会への諮詢

(1) 地方自治法第206条第2項の規定に基づき、元公立学校職員から知事へ審査請求（三重県教育委員会が行った元公立学校職員に対する一般の退職手当等の全部を支給しない処分の取消しを求める）がなされた。

【地方自治法第206条第2項：三重県知事への審査請求】

- ・第138条の4第1項に規定する機関（=教育委員会等）がした給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

(2) 地方自治法第206条第4項の規定により、知事は議会へ諮詢して決定しなければならないとされている。

【地方自治法第206条第4項、第5項：議会への諮詢】

- ・普通地方公共団体の長は、給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求があったときは、議会に諮詢してこれを決定しなければならない。
- ・議会は、諮詢があった日から20日以内に意見を述べなければならない。

※審査請求の流れ…【資料1】

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人
(2) 処分庁 三重県教育委員会
(3) 審査請求年月日 平成22年12月20日
(4) 審査請求の趣旨

審査請求人による道路交通法違反（酒気帯び運転）及び当該違反の事実・内容に係る校長への報告義務違反に対し、三重県教育委員会が公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、平成22年10月21日付けで一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件退職手当不支給処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、本件退職手当不支給処分を不服として、その取消しを求める。

【公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項】

- ・退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 一 懲戒免職等処分を受けて退職した者
 - 二 略

(5) 審査請求の理由

本件退職手当不支給処分は、審査請求人に対する平成22年10月21日付けの懲戒免職処分に伴う処分であるが、同懲戒免職処分は「懲戒免職と当該行為と対比して著しく均衡を失する等社会通念に照らして合理性を欠くものであってはならない」という比例原則に違反し重きに失するもので、また、国家公務員及び三重県以外の多くの地方公務員と比較して三重県職員であるがゆえに一般的に重い処分とするべき合理的理由はなく平等原則に反するものであることから、同懲戒免職処分は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用した違法な処分である。

また、仮に同懲戒免職処分が違法とならなかつた場合にも、本件退職手当不支給処分は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用した違法な処分である。

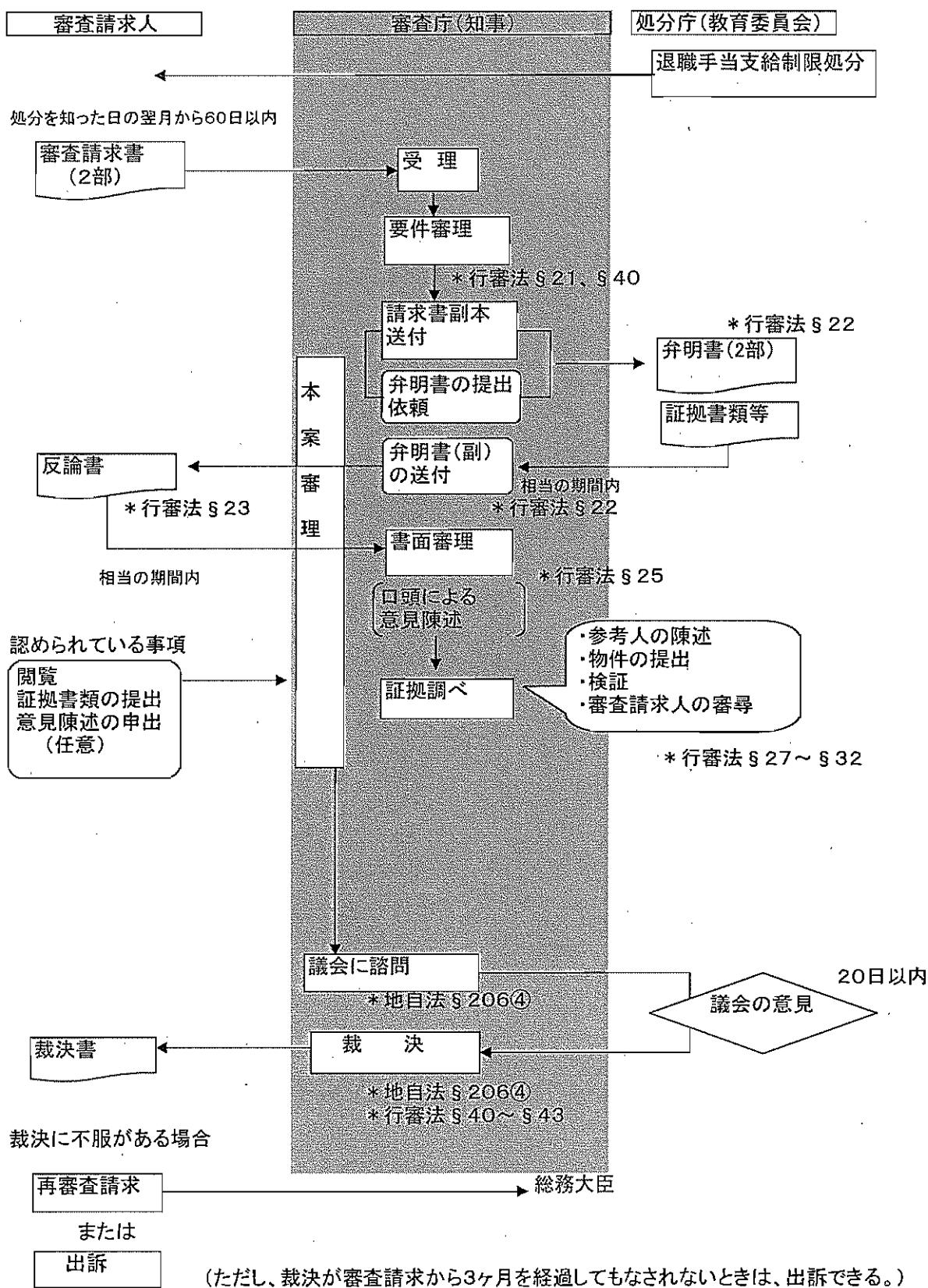
3 これまでの経過

- （1）H22.7.12 審査請求人が道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙される。
当該規律違反の事実・内容について校長への報告義務を果たさず。
- （2）H22.10.21 処分庁（三重県教育委員会）は、審査請求人に対し、地方公務員法に基づく懲戒免職処分及び公立学校職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の全部を支給しないこととする支給制限処分を行つた。【資料3】
- （3）H22.12.13 審査請求人は、三重県人事委員会に対して、懲戒免職処分を不服として審査請求書を提出
- （4）H22.12.20 審査請求人は、退職手当不支給処分を不服として、三重県知事あて審査請求書を提出【資料4】
- （5）H23.2.21 処分庁が三重県知事に弁明書を提出【資料5】
- （6）H23.4.9 審査請求人代理人が三重県知事に反論書を提出【資料6】
- （7）H24.2.21 三重県人事委員会は、審査請求人及び同代理人からの懲戒免職処分に対する審査請求について、「懲戒免職処分は妥当であり、本件審査請求を棄却する」旨を裁決

4 審査請求書(反論書)、弁明書及び審査庁の見解の対比一覧表

【資料2】

審査請求の流れ



(注) 行審法…行政不服審査法
地自法…地方自治法

審査請求書（反論書）、弁明書及び審査庁の見解の対比一覧表（概要）

審査請求人（審査請求書・反論書）	処分庁（弁明書）	審査庁の見解
1. 県教育委員会（以下「処分庁」という。）が、平成22年10月21日付で審査請求人に対して行った懲戒免職処分（以下、「本件懲戒免職処分」という。）に裁量権濫用の違法があるため、本件懲戒免職処分を前提として、平成22年10月21日付で審査請求人に対して行った公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第12条第1項の規定に基づく一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件不支給処分」という。）も違法である。	1. 本件懲戒免職処分は適法・妥当なものであり、また、本件不支給処分も適法・正当なものである。	1. 本件審査請求は、本件不支給処分に係るものであり、本件懲戒免職処分の適否について判断するものでない。 また、本件懲戒免職処分は取り消されない限り有効であるから、本件懲戒免職処分の違法を理由として、本件不支給処分の取消しを求めるることは、原則としてできない。
2. 本件懲戒免職処分が違法でないとしても、本件不支給処分には、次により裁量権濫用があるため、違法である。 (1) 平等原則違反 国家公務員等においては、酒気帯び運転に対する処分は免職、停職又は減給が原則であるにもかかわらず、三重県の地方公務員であるがゆえに、一律に免職という重い処分をすることは、合理的な理由がなく、平等原則に違反する。	2. 本件不支給処分は、次により適法かつ正当である。 (1) 本件審査請求は、本件不支給処分に関するものであり、本件懲戒免職処分を争うものではない。 なお、退職手当の支給制限処分を行うに当たっては、慎重を期して国の運用方針にも照らして重ねて検討を行ったところである。国の運用方針においても、懲戒免職処分等を受けた場合等における退職手当の支給制限の処分は、退職手当の全部を支給しないことを原則としている。	2. 審査請求の理由のうち、本件不支給処分にかかる裁量権の濫用をいう部分は、次によりいずれも理由がない。 (1) 審査請求人の主張は、専ら本件懲戒免職処分の違法をいうものであって、本件不支給処分の違法をいうものとはいえない。 なお、懲戒免職等処分の場合に、一般的な退職手当等の全額不支給を原則としつつ、特別の事情がある場合に例外的に一部支給を認める取扱いは、国や他県の運用方針と同様であり、処分庁が審査請求人だけを差別して重く処分したという事実もない。
(2) 懲戒処制度の趣旨・目的を逸脱 本件懲戒免職処分は、地方公共団体の組織内部における規律秩序の維持という懲戒処分の目的を逸脱している。また、懲戒免職処分は「適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求される」のに、本件懲戒免職処分は「特に厳密、慎重」に処分が選択されたとはいえない。	(2) 本件審査請求は、本件不支給処分に関するものであり、本件懲戒免職処分を争うものではない。 なお、懲戒処分は、分限処分と異なり、適格性の有無の判断に基づき行うものではないとともに、酒気帯び運転は悪質かつ危険な非違行為であり、公務員秩序維持の観点から、一番重い免職処分を以て臨むことは懲戒処制度の趣旨・目的を逸脱するものではない。	(2) 審査請求人の主張は、専ら本件懲戒免職処分の違法をいうものであって、本件不支給処分の違法をいうものとはいえない。
(3) 公務員の身分保障原則との関係 抽象的危険の発生に過ぎない酒気帯び運転のみを行ったことに対して懲戒免職処分とすることが許されるとすれば、非違行為の全てについて「全体の奉仕者たるにふさわしくない非違」等に当たるとして懲戒免職処分とすることも可能となってしまい、地方公務員法の定める身分保障原則を有名無実化する。 公務員は、懲役刑又は禁固刑を受けると失職するが、罰金刑を受けても失職せず、公務員の職にとどまる社会的資格としての合理的線引きがここにある。公務員に一定の廉潔性や遵法性が要求されるからといって、それを超えて、懲戒免職処分としたり厳罰に処したりするのは誤りである。	(3) 本件審査請求は、本件不支給処分に関するものであり、本件懲戒免職処分を争うものではない。 なお、本事案は結果的に事故を起こさなかったに過ぎず、酒気帯び運転が人を死傷させる危険性の大きい極めて悪質な行為であることは間違いない。本件処分に当たっては、極めて慎重に諸般の事情を考慮しており、本件酒気帯び運転を極めて悪質・危険な「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」と捉えたのであり、この判断が社会通念に照らして適切妥当なものである限り、公務員の身分保障の原則に抵触することはない。	(3) 審査請求人の主張は、専ら本件懲戒免職処分の違法をいうものであって、本件不支給処分の違法をいうものとはいえない。

審査請求人（審査請求書・反論書）	処分庁（弁明書）	審査庁の見解
<p>(4) 酒気帯び運転に対する懲戒処分と社会通念 平成 18 年に発生した福岡市職員の飲酒運転による交通事故以後、公務員の酒気帯び運転即懲戒免職という風潮があったが、健全な社会通念は、人身事故及び物損事故を伴わない酒気帯び運転に対する懲戒免職処分は重すぎるというものである。</p>	<p>(4) 本件審査請求は、本件不支給処分に関するものであり、本件懲戒免職処分を争うものではない。 公務員は、一般国民以上に厳しい、かつ、高度の行為規範に従うことが要求されている。 平成 13 年の危険運転致死罪を新設する改正刑法、平成 14 年の酒気帯び運転の判断基準となるアルコール濃度の引き下げ ($0.25 \rightarrow 0.15$) 及び平成 19 年の罰則強化等を盛り込んだ改正道路交通法の施行など、飲酒運転根絶の動きは社会観念の変化に伴うものであり、無視することは許されない。</p>	<p>(4) 審査請求人の主張は、専ら本件懲戒免職処分の違法をいうものであって、本件不支給処分の違法をいうものとはいえない。</p>
<p>(5) 懲戒免職処分の過酷性 審査請求人は、本件懲戒免職処分によって職を失っただけでなく、退職金も支給されず、退職年金でも不利益を受ける。これは、39 年の長きにわたって三重県政のために尽力してきたことを全て否定されるに等しく、過酷というほかない。</p>	<p>(5) 本件審査請求は、本件不支給処分に関するものであり、本件懲戒免職処分を争うものではない。 なお、他県において懲戒免職処分が承認された事例においても、同様の事情が認められるものもいくつかあり、これらの事情を過大に評価できるものではない。</p>	<p>(5) 審査請求人の主張のうち、(5) 及び (6) の前段は、専ら本件懲戒免職処分の違法をいうものであって、本件不支給処分の違法をいうものとはいえない。 退職手当の支給制限制度は、非違行為を行った個人に対する非難と非違行為による当該職員の過去の功績の没却の両面を法的根拠として制度化されているものであり、国や他県の運用方針においても、懲戒免職等処分の場合に、一般的の退職手当等の全額不支給を原則としている。そのうえで、特別の事情がある場合に例外的に一部支給を認める取扱いをしている。 本事案については、交通事故を伴うものではないが、次の①から⑤について重く受け止める必要がある。</p>
<p>(6) 比例原則違反 審査請求人の非違は、次により懲戒免職に値するほど重大なものではなく、停職処分によっても懲戒処分の目的を達することが十分可能であるから、本件懲戒免職処分は比例原則に反し重きに失する。 また、本件非違行為に基づく懲戒処分は、少なくとも国の運用方針において一部不支給処分の対象となる「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」に該当するので、本件処分は取り消しを免れない。</p>	<p>(6) 本件非違行為は何ら酌むべき事情はないうえに、審査請求人が在職していた県立高等学校の生徒や保護者はもちろん、一般県民の県教育行政に対する信用を著しく失わせていること等も総合的に勘案すれば、退職手当について全部不支給とする以外の選択肢はない。 ① 審査請求人は、過去に処分歴はなく、勤務状況についても特に問題はなく、また、飲酒運転で罰金刑を受けたことが発覚した後は反省の態度も見られた。しかし、飲酒運転をするに至った経緯について何ら同情すべきものがなく、飲酒運転で検挙された平成 22 年 7 月 12 日直前の同年 7 月 8 日には、飲酒運転の根絶の方針を盛り込んだ「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について」(教育長通知) が出されており、所属の職員を管理監督する立場の事務長であった審査請求人は当該通知を認識していたにもかかわらず、飲酒運転に至った。</p>	<p>① 審査請求人は、県立高等学校事務長という重要な職にあり、職員の服務の事務に関すること及び職員の職務上の監督に関することを所掌し、職員の飲酒運転を厳しく戒める立場にあった。 ② 本件酒気帯び運転は、明らかな故意による飲酒運転であり、しかも酒気帯び運転とはいえ、検出されたアルコールの程度 (0.54 mg/l) は道路交通法施行令第 44 条の 3 に規定する 0.15 mg/l を大きく超えており、ひとたび運転を誤って事故に至れば、人の生命、身体、財産等に多大な損害を生じさせるおそれのある非常に危険なものであった。</p>
<p>(7) 退職手当不支給処分の違法（給与の後払い的性格） 退職手当には、在職期間中に提供した労務の対価である給与の後払い的性格が含まれている。39 年の長きにわたって三重県政のために尽力してきた審査請求人が、本件非違のみによって 2,478 万 6,650 円もの退職手当が全額支給されないのは、あまりに過酷である。 本件非違行為は、勤続の功労を抹消してしまう程度の著しく信義に反する行為に該当しない。 請求人には、少なくとも退職手当は全額支給されなければならない。</p>	<p>② そのうえ、平成 22 年 9 月 17 日に教育委員会に電話で通報があったことを受けて所属の校長が審査請求人に問い合わせまで、警察に検挙された事実の報告を怠っていた。 ③ 検挙時の呼気中のアルコール濃度は 0.54 mg/l という高濃度であり、一般的にはアルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状況と考えられ、重大な交通事故につながる危険性があった。</p>	<p>③ 審査請求人は、本件酒気帯び運転の事実・内容を校長に報告しなければならなかつたにもかかわらず、その義務を果たさなかつた。 ④ 審査請求人は、運転して帰宅することがわかっているながら飲酒し、しかも、緊急の必要に迫られて自動車を運転したといった事情はなく、また運転代行を依頼したり徒歩で帰宅したりすることも可能であった。 ⑤ 高等学校が生徒に法令遵守や社会規範を教える場でもあることに鑑みると、事務長の職にあった審査請求人が道路交通法規や服務規律を蔑ろにしたことは、生徒や保護者はもとより地域社会全体に大きな衝撃を与え、公務に対する信用を著しく失墜させた。</p>
3. 1 及び 2 により、本件不支給処分の取り消しを求める。	3. 1 及び 2 により、審査請求は棄却されるべきである。	

《参考》

1. 公立学校職員の退職手当に関する条例関係

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 12 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒免職等処分を受けて退職した者
- 二 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2. 国家公務員退職手当法の運用方針関係

第 12 条関係

- 一 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする。
- 二 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令 17 条に規定する「当該退職した者が行つた非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - ロ 懲戒免職等処分の理由となつた非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職務規律を乱したことのみである場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
 - ハ 懲戒免職等処分の理由となつた非違が過失（重過失を除く。）による場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
- ニ 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合